

○神奈川歯科大学教員任用基準細則

平成30年6月1日  
制定

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川歯科大学教員任用規程における任用基準に関する、職階ごとの申請資格、審査基準について定めるものである。

(教授の申請資格)

第2条 教授は、人格、見識に優れ、特に優れた教育力と豊富な教育経験を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

- (1) 博士の学位（外国においては博士に相当する学位）を有する者
- (2) 以下の教育経験のいずれかを有する者
  - ア 医歯薬系大学院修了者は12年以上（博士課程修了者は10年以上）
  - イ 医歯薬獣医系大学卒業者は15年以上
  - ウ その他の4年生大学卒業者は18年以上

次の期間は教育歴とみなすことができるものとする。

- (ア) 研究職の在職期間
  - (イ) 医療職の在職期間
  - (ウ) 公的機関の在職期間
  - (エ) その他審査委員会の承認が得られたもの
- (3) 専門領域において特に優れた知識及び経験を有する者
  - (4) 臨床科学系教員の場合は、学会等で資格が設けられている領域においては認定指導医以上、又は同等の指導能力を有すること。

(教授の審査基準)

第3条 教授の任用における審査基準は以下の通りとする。

- (1) 著書（単著もしくは十分な共著）又は原著論文10編以上、内筆頭5編以上
- (2) 教養系等の教授においては、第1号の基準、ないしは同等とみなせる業績、又は教育実績
- (3) 学内外の教育分野における特に優秀な実績（行政、機構、協会、学会、研究会、シンポジウム、ワークショップ、委員会などの実績）
- (4) 教育実績（講義、演習、実習など）

(准教授の申請資格)

第4条 准教授は、人格、見識に優れ、優れた教育能力と豊富な教育経験を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

- (1) 博士又は修士の学位（外国においては博士又は修士に相当する学位）を有する者
- (2) 以下の教育経験のいずれかを有する者
  - ア 医歯薬系大学院修了者は8年以上（博士課程修了者は6年以上）

イ 医歯薬獣医系大学卒業者は 12 年以上

ウ その他の 4 年生大学卒業者は 15 年以上

次の期間は教育歴とみなすことができるものとする。

(ア) 研究職の在職期間

(イ) 医療職の在職期間

(ウ) 公的機関の在職期間

(エ) その他審査委員会の承認が得られたもの

(3) 専門領域において優れた知識及び経験を有する者

(4) 臨床科学系教員の場合は、学会等で資格が設けられている領域においては認定指導医以上、又は同等の指導能力を有すること。

(准教授の審査基準)

第 5 条 准教授の任用における審査基準は以下の通りとする。

(1) 著書（単著もしくは十分な共著）又は原著論文 8 編以上、内筆頭 4 編以上

(2) 教養系等の准教授においては、第 1 号の基準、ないしは同等とみなせる業績、又は教育実績

(3) 学内外の教育分野における特に優秀な実績（行政、機構、協会、学会、研究会、シンポジウム、ワークショップ、委員会などの実績）

(4) 教育実績（講義、演習、実習など）

(講師の申請資格)

第 6 条 講師は、人格、見識に優れ、優れた教育能力と教育経験を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

(1) 博士又は修士の学位（外国においては博士又は修士に相当する学位）を有する者

(2) 以下の教育経験のいずれかを有する者

ア 医歯薬系大学院修了者は 5 年以上（博士課程修了者は 3 年以上）

イ 医歯薬獣医系大学卒業者は 9 年以上

ウ その他の 4 年生大学卒業者は 11 年以上

次の期間は教育歴とみなすことができるものとする。

(ア) 研究職の在職期間

(イ) 医療職の在職期間

(ウ) 公的機関の在職期間

(エ) その他審査委員会の承認が得られたもの

(3) 専門領域において優れた知識及び経験を有する者

(4) 臨床科学系教員の場合は、学会等で資格が設けられている領域においては認定医以上、又は同等の資格を有すること。

(講師の審査基準)

第 7 条 講師の任用における審査基準は以下の通りとする。

- (1) 著書（単著もしくは十分な共著）又は原著論文5編以上、内筆頭2編以上
- (2) 教養系等の講師においては、第1号の基準ないしは同等とみなせる業績、又は教育実績
- (3) 学内外の教育分野における特に優秀な実績（行政、機構、協会、学会、研究会、シンポジウム、ワークショップ、委員会などの実績）
- (4) 教育実績（講義、演習、実習など）

（助教の申請資格）

第8条 助教は、人格、見識に優れ、教育に取り組む情熱を有する者で、次の各項のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 博士の学位（外国においては博士に相当する学位）を有する者
- (2) 修士の学位（外国においては修士に相当する学位）を有し、さらに2年以上の教育歴を有する者
- (3) 学士の学位（外国においては学士に相当する学位）を有し、さらに4年以上の教育歴を有する者

次の期間は教育歴とみなすことができるものとする。

- (ア) 研究職の在職期間
- (イ) 医療職の在職期間
- (ウ) 公的機関の在職期間
- (エ) その他審査委員会の承認が得られたもの
- (4) その他、専門領域において優れた知識や経験を有する者

（助教の審査基準）

第9条 助教の任用における審査基準は以下の通りとする。

- (1) 筆頭著書あるいは筆頭原著論文1編以上
- (2) 教養系等の助教においては、第1号の基準ないしは同等とみなせる業績、又は教育業績

（助手の申請資格）

第10条 助手は、人格、見識に優れた者で、次の各項のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 学士の学位（外国においては学士に相当する学位）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（助手の審査基準）

第11条 助手の任用においては、以下の各項に基づき審査する。

- (1) 人格、見識及び健康状態
- (2) 学歴
- (3) 分野長、学系長、部長等の推薦
- (4) その他、学長が必要と定める事項

## 附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部変更施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から一部変更施行する。